

1. 日 時 平成 29 年 8 月 17 日（木曜日） 14 時～16 時 10 分
2. 場 所 稚内市役所 2 階 第二会議室
3. 出席者 稚内市（以下「市」と表現する。） 5 名
審査通過者（以下「質問者」と表現する。）
岩田地崎建設グループ 4 名
五洋建設グループ 4 名

4. 議 事

岩田地崎建設グループ（14 時～14 時 50 分）

質問 1

資料名 入札説明書

ページ 26 ページ

項目番号 8 (8)

項 目 土地の使用等

質問内容 事業用地に隣接する稚内市の土地（新光町 1670-1）を当該工事における掘削土の仮置きを目的とした借地が可能かどうかご教示下さい。

質問者 まだ確定ではないが、計画では 10 万 m^3 程度掘削するので、それらを一時仮置きしてまた戻すことを計画したい。工程上掘削土を遠くに仮置きするとコストがかかるので稚内市の土地（新光町 1670-1）に仮置きしたい。また、隣接する民地も借りる方向で計画している。

市 この仮置き土は工事施工上一時的な仮置きで、覆土用の土の仮置きでは無いと考えてよいか。

質問者 土工バランスを取るための措置で、一度仮置きして、その後貯留構造物の廻りに埋め戻す土となる。一時的な仮置きで、覆土用ではない。

市 土地を使用することは可能だが、掘削土を置く場所については市と協議が必要。質問事項の土地は市の土地であるが、現事業区域の土地は将来の最終処分場も含めた施設整備を見据えて土地を確保している。また、現在稼働している施設もあり、実際に事業契約を結ぶ段階で稼働施設及び将来整備される施設に影響を与えない形での施工を考えてもらうこととなる。

質問者 借地料はどの程度考えておけばよいか。

市 今回の件については無償で借地できると考えてよい。

質問2

資料名 入札説明書

ページ 45 ページ

項目番号 別添 1

項目 リスク分担表

質問内容 工事場所近隣の工場でしか調達できない生コンクリートの供給量不足により工期が遅延した場合、このリスク分担はどのようになるかご教示下さい。

質問者 稚内市の近隣で現在、大型風力発電工事が計画されていると聞いている。明確な調査はしていないが、風車1基当たり生コン1,000m³程度必要との話も聞いている。この設備は何十基、何百基の設置と聞いているので、集中すると我々が計画している工事にも影響があると懸念している。また、稚内市と豊富町を合わせた生コンの供給能力は1,000m³/日程度と聞いている。これらの工事と施工時期が重なると供給能力不足が生じると懸念される。このような状況で、工期が遅延した場合、どのようなリスク分担となるのか確認したい。

市 資材の調達に関しては事業者の責任において行うこととなるので、事業者のリスクになる。

また、事業契約書案を示しているが、その中で埋立開始の遅延では不可抗力については協議事項となるが、他工事があるだろうと予測される部分については事業者のリスクとなる。

工程内の資材調達については最大限の予測を立て、工程を考えてもらうこととなる。

質問者 私どもが考えている供給量について、稚内市の供給量は2万m³/年程度で私どもの工事が影響を及ぼすものではないと考えているが、風力発電については私どもが関知できない事業なので、どのように予測してよいか困っているし、私どもの立場では予測できない事象であると考えているので、協議事項としてもらいたいと考えている。

市 先ほども述べたように、最終的には事業契約段階での協議となるので、その時点で不可抗力と思われる場合は事業者には負担を求めることはしない。例えば施工の際に、プラントが事故等で実際に供給能力が無かった場合は不可抗力と考える。このように状況により不可抗力か否かは変わるので、最終的には協議することとなる。基本的には、供給不足については最大限予測し、工程を立ててもらいたいこととなる。

質問3

資料名 入札説明書

ページ 別紙 1-4

項目番号 別紙 1 1 (4) 1) エ

項目 終了措置に係る費用

質問内容 浸出水処理で発生する余剰汚泥は、当該埋立地に埋立処分する計画ですが、埋立完了後はこの汚泥を埋立処分できないため、外部への委託処理が必要です。この処理費用を維持管理業務費用として計上しても良いかどうかご教示下さい。

質問者 浸出水処理で発生する余剰汚泥は、当該埋立地に埋立処分する計画としてよいか。また、埋立完了後はこの汚泥を埋立処分できないため、外部への委託処理をしてよいか。さらに、この処理費用を維持管理業務費用として計上してもよいか。

市 浸出水処理で発生する余剰汚泥は、当該埋立地に埋立処分して構わない。埋立完了後の汚泥については、バイオエネルギーセンターにて委託処理する場合は受入時の性状確認は必要だが無償で受入可能。また、本事業の次の最終処分場も稼働している予定なので、そちらに埋立することも可能で、その際も無償で埋立可能。これら以外の外部へ委託処理する場合はその委託先の処理費用を維持管理業務費用として計上してもらいたい。なお、この汚泥は一般廃棄物となる。

質問4

資料名 要求水準書

ページ 20～27 ページ

項目番号 第3章3(2)、(9)

項目 貯留構造物工事、覆蓋設備工事

質問内容 各法令に基づいて貯留構造物+覆蓋施設の設計を実施していきます。消防法に基づく消防用設備を設計していきますが、それ以外に所轄の消防署の指導や要求により整備する事となる場合があります。既存の処分場の整備の際に指導や要求された消防設備はございませんか。例えば屋内消火栓の設置については実質屋内の埋戻し部分に設置できないので、屋外に屋外消火栓でもよいとされたとか、スプリンクラーが設置できないので固定式の放水銃を設けなければならない、また、場所的に消防用水槽を設けることなど。法解釈だけではなく所轄の消防の指導や要求による場合があるため、何かあればご教示下さい。

質問者 消防用設備は消防法以外に所轄の消防署の指導等の従い整備していくこととなるが、現段階では協議できる段階ではないので、既存最終処分場整備の際に行われた指導等があれば教えてもらいたい。

市 稚内市の消防条例等では消防法に追加するような消防設備の設置を求めている。また、現処分場の覆蓋設備では「移動する」、「覆蓋部分がテント地」、「簡易に取り外しができる構造」であることから、北海道と協議した結果、建築物として扱

われていない。そのため、消防法の適用も受けていないので、消防署からの指導も受けていない状況。

ただし、本事業の場合は覆蓋設備の設置を条件としているので、近年の他事例の整備状況から想定すると、一つの大きな覆蓋で覆った場合や、移動をしても簡易に外すことができないような構造の覆蓋設備であった場合には建築物として扱うとの見解をもらっている。このため、本事業においては消防法上の消防設備の設置が必要となる。また、稚内市の消防条例では消防法に追加するような消防設備の設計を求めているが、消防署からは構造や規模によって、個別に判断しなければならないことも想定されるとの見解も示されている。

いずれにしても、構造や規模を示されないと判断できないとのことなので、現段階（設計段階）でも協議された方がよい。

質問 5

資料名 要求水準書

ページ 39 ページ

項目番号 第 4 章 6 (10)

項 目 除雪

質問内容 工事中の除雪で場外排雪が必要となった場合、指定の排雪先がありましたらご教示ください。

質問者 現在、冬季施工もあり得ると計画していることと、貯留構造物内の排雪も考えられるので、工事中の除雪で場外排雪が必要となった場合、指定の排雪先があれば示してもらいたい。

市 事業用地に隣接する市有地の利用も可能だが、基本的に一般市民に開放している排雪地が近隣にあるので、こちらを利用してもらいたい。距離的には 1km 以内にある。

仮に市有地を利用した場合や敷地内を利用した場合は、排雪した雪は色々なものが混じっている可能性があるため、雪解け後のごみ等の後処理を確実に行ってもらう必要がある。

五洋建設グループ（15時10分～16時10分）

質問1

資料名 入札説明書

ページ 19 ページ

項目番号 5 (5)

項目 入札予定価格

質問内容 『算出方法に関する詳細は「11（7）事業計画等提案書」を参照のこと』とありますが、11（7）がどこに記載されているかをお知らせください。

質問者 『算出方法に関する詳細は「11（7）事業計画等提案書」を参照のこと』とあるが、目次を確認すると11（7）が記載されていないので、どこに記載しているかを知らせてもらいたい。

市 入札説明書の誤記なので、「11（7）」ではなく、「11（3）入札書」「11（4）事業提案書」を参照して入札予定価格を算定すること。

質問2

資料名 要求水準書

ページ 3 ページ

項目番号 第1章4（1）⑨

項目 本施設の引渡し

質問内容 浸出水処理施設の引渡しについて、浸出水処理施設の試運転は最終処分場に廃棄物が搬入され、浸出水量及び原水濃度が一定になってから行う必要があります。

そのため、平成32年11月までの施設引渡しにおいて、浸出水処理施設は水運転まで行うものとし、原水による負荷運転は運営・維持管理スタート以降に行うものとしてよろしいでしょうか。

また、試運転に伴う引渡し性能試験も運営・維持管理期間スタート後に実施するものとしてよろしいでしょうか。

質問者 平成32年11月までの施設引渡しにおいて、浸出水処理施設は水運転まで行うものとし、負荷運転及び試運転に伴う引渡し性能試験は運営・維持管理スタート以降に行うものとしてよいか。

市 平成32年11月までの施設引渡しにおいて、浸出水処理施設は水運転まで行うものとして構わない。

引渡し時点では、原水が発生していないことは明らかのため、出来る範囲の試験を行うことでやむを得ないと考えている。

また、運用してから試験を実施することを求めているわけではなく、運用に際しては排水基準、提案書その他で設定した処理水質を満足して運用していくこととなるので、もし、その中で支障が出る場合は事業者の負担において対応してもらうこととなる。

質問者	引渡し時点では公害防止関係の測定も水運転の段階で実施するというのか。
市	水運転時点では公害防止関係のうち、水質、悪臭の測定結果は求めない。
質問者	公的機関の分析証明書等は必要か。
市	騒音・振動については提出すること。

質問 3	
資料名	要求水準書
ページ	3 ページ
項目番号	第 1 章 4 (1) ⑨
項 目	本施設の引渡し
質問内容	<p>浸出水処理施設の引渡しについて、性能試験確認項目は、</p> <p>①騒音・振動は、敷地境界(p43 資料 2 の事業用地範囲の境界)において p36 記載の公害防止基準</p> <p>②悪臭も、①騒音・振動に準拠し、敷地境界(事業用地範囲境界)で p36 記載の公害防止基準</p> <p>③処理水については、p45 資料 4 の下水道放流基準を満たすことを確認すればよろしいでしょうか。</p>

質問者	<p>騒音・振動・悪臭の敷地境界は事業用地範囲の境界において、p36 に記載の公害防止基準を満たすことでよいか。</p> <p>また、処理水は p45 資料 4 の下水道放流基準を満たすことでよいか。</p>
市	<p>①及び②の敷地境界については事業用地境界ではなく、市有地の敷地境界となる。</p> <p>③についてはそのとおり。</p>
質問者	市有地の敷地境界がわかる資料を提示してもらいたい。
市	公開資料で渡している生活環境影響調査の中に示されている。

質問 4	
資料名	要求水準書
ページ	25 ページ
項目番号	第 3 章 3 (9) 1) ③
項 目	覆蓋設備工事共通事項
質問内容	<p>「埋立を行う区画は必ず覆蓋施設を設置する。」とあります。</p> <p>最終の埋立高まで達しない区画において中間覆土を行った上で埋立て作業を行わない区画の場合、覆蓋施設は設置しなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。</p>

質問者	<p>水処理施設がオープンと同様に自然降雨に対して十分な能力を持っていることを前提として、一つの区画の中でさらに区分し、埋立作業をしていない場所においては中間覆土がなされていれば、廃棄物の飛散防止は確保されており、外部への影響は無いと考えている。このような計画とした場合、要求水準書を満足してい</p>
-----	---

ると考えてよいか。

市 市が覆蓋型最終処分場を条件したのは①廃棄物の飛散防止、②降雪等による埋立作業への影響の排除、③埋立区画の人工的な散水による浸出水量のコントロール④イメージ（臭気、見栄え）があり、現最終処分場では市及び近隣住民からは、これらの成果が上がっていると考えている。このような経緯から、覆蓋型最終処分場を条件としている。

これらの条件をクリアするものであれば要求水準書を満たしていると判断する。施設の構造に関しては、北海道の判断が必要なことから、生じるリスクについては事業者にて対応してもらうこととなる。

質問5

資料名 要求水準書

ページ 25 ページ

項目番号 第3章3(9)1)③

項目 覆蓋設備工事共通事項

質問内容 「埋立を行う区画は必ず覆蓋施設を設置する。」とありますが、この“区画”の定義として、必ずしも遮水構造は独立していなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。例えば、一つの貯留構造物を複数の埋立区画として区分けする考え方も可能でしょうか。

質問者 質問4での説明と回答で確認できた。

質問6

資料名 要求水準書

ページ 27 ページ

項目番号 第3章3(10)

項目 道路整備工事

質問内容 埋立地内取付道路として、埋立地内底部に進入ルートを設定することになっていますので、廃棄物の搬入および敷き均しは、運搬車両による直接搬入による水平方式が基本と考えておりますが、埋立過程において、落とし込み方式の埋立を行うことは問題ないと考えてよろしいでしょうか。

質問者 廃棄物の搬入および敷き均しは、運搬車両による直接搬入による水平方式が基本と考えておりますが、埋立過程において、落とし込み方式の埋立を行うことは問題ないと考えてよいか。

市 埋立過程における落とし込み方式は問題無いと考えている。ただし、落とし込み方式を採用した際は、作業環境（粉じん等）に配慮して頂くこと、遮水シート等の破損リスクを考慮して頂くことが前提となる。

質問 7

資料名 要求水準書

ページ 28 ページ

項目番号 第 3 章 3 (13) ②、③

項 目 散水設備工事

質問内容 「埋立完了後においては自然降雨が浸入しないようにキャッピングを行い、かつ埋立地内に散水できる設備をこうけること。」とありますが、自然降雨の浸入に耐えうる浸出水処理施設を設置した場合、キャッピングや埋立地内への散水設備を設けないとすることは可能でしょうか。

質問者 自然降雨の浸入に耐えうる浸出水処理施設を設置した場合、キャッピングや埋立地内への散水設備を設けないとすることは可能か。

市 計画されている構造の最終処分場の場合はキャッピングや埋立地内への散水設備を設けないことは可能とする。ただし、覆蓋設備の利点として、質問 4 の回答で述べたように自然降雨を排除して、浸出水量を人工的にコントロールできるというも点も包括して考えているので、提案される際は、安定化や早期廃止について同等以上の効果が得られるとういうことをしっかり示してもらう必要がある。また、選定委員の方々の意見もあるので、この回答のみが全てではない。

質問 8

資料名 要求水準書

ページ 28 ページ

項目番号 第 3 章 3 (13) ④

項 目 散水設備工事

質問内容 散水について、第 1 回質疑回答書 109 番で、水質を満たせば、地下水、雨水を利用可能との回答がありましたが、参考までに、既存の第 1 期最終処分場やバイオエネルギーセンターで、地下水や雨水は利用されているのでしょうか。

利用されているのであれば、参考までに使用量を御教示して頂く事は可能でしょうか。

質問者 既存の第 1 期最終処分場やバイオエネルギーセンターで、地下水や雨水を利用されているのであれば、参考までに使用量を示してもらいたい。

市 既存の第 1 期最終処分場やバイオエネルギーセンターでは地下水や雨水は利用していない。

質問9

資料名 要求水準書

ページ 48 ページ

項目番号 資料7

項目 稚内最終処分場原水水質測定結果

質問内容 窒素濃度等、一部原水濃度が高い値が見受けられますが、第1回質疑回答121番において、散水量、浸出水量、放流量を把握できていないとされています。

については、参考までに、既存最終処分場の上水使用量、下水使用量は把握されていないでしょうか。

もし、把握されており、開示できるのであれば、参考までに御教示して頂く事は可能でしょうか。

質問者 参考までに、既存最終処分場の上水使用量、下水使用量を把握しているのであれば、開示することは可能か。

市 上水使用量、下水使用量については把握しているので、開示する。(追加資料-8)ただし、当初は河川放流としている。

質問10

資料名 入札説明書

ページ 38 ページ

項目番号 11 (3) 2)

項目 整備費内訳書(様式11-2)/整備費内訳書(工事等種別)(様式11-2-2)

質問内容 「二次製品の定義は、環境省「循環型社会形成推進交付金取扱要綱」と特殊製品の規定による。」とありますが、様式11-2の※6、様式11-2-2の※4では「二次製品の定義は、環境省「循環型社会形成推進交付金取扱要綱」の特殊製品の規定による。」となっています。どちらが正しいのでしょうか。

質問者 二次製品の定義について、どちらの表記が正しいか確認したい。

市 「の」が正しい表記となる。

質問 1 1

資料名 様式集

ページ ー

項目番号 様式 4-2

項 目 入札価格説明書

質問内容 様式 11 関連において、年度毎の金額等を算出しています。これらの算出では物価上昇等を見ずに現在の金額で算出していますが、様式 4-2 においては現在価値に換算して記載するようになっています。
この現在価値の意味が分からないため、現在価値に換算する仕方を御教示お願いします。

質問者 現在価値の意味が分からないため、現在価値に換算する仕方を示してもらいたい。

市 P F I 事業なので将来的な評価をしなければならず、その評価する基準が現在価値換算したもので行う必要がある。現在価値への換算方法については、後ほど算出方法を提示する。(追加資料-9、様式 11-5 に計算式追加)

質問 1 2

資料名 事業契約書 (案)

ページ 別紙 16-1

項目番号 別紙 16 2. (2)

項 目 乙が付保する保険 (第 81 条関係)

質問内容 運営維持管理時に付保するプラント部分に関する保険について、稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 入札説明書等に関する (第 1 回) 質問と回答 No.255 でも回答を頂いていますが、「水処理施設等の故障等による損害に対する補償」となっています。実際に故障等があった場合は維持管理上、管理者責任においてその都度補修・交換を行うこととなりますが、損害の保険という意味ではあくまで機械に対する修繕のための保険なのか、それ以上何か損害賠償に関わるような損害を与えた場合の保険なのか確認したい。

質問者 損害の保険という意味ではあくまで機械に対する修繕のための保険なのか、それ以上何か損害賠償に関わるような損害を与えた場合の保険なのか確認したい。

市 保険の範囲については事業者提案となる。事業者は SPC なので、運営当初は全く資金が無い状況が考えられるので、運営当初に SPC が負担しなければならない事故等が発生した場合等を想定して保険の付保を求めている。
また、基本的には賠償の転嫁はできないと考えているので、保険の契約者は SPC であることが必要と考えている。

質問 1 3

資料名 入札説明書

ページ 15 ページ

項目番号 5 (1) 1)

項 目 入札参加資格者の構成等

質問内容 参加資格審査時に SPC に参加する構成員、協力会社の企業名を提出していますが、実際の運営維持管理等において提出した企業に発注がないということが許容されるのか確認したい。

質問者 構成員、協力会社のうち合理的に考えた場合、工事、業務等を発注しない会社が出てくるのが問題ないか確認したい。

市 問題ない。